

平成27年第1回亀山市議会臨時会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

頁

議案第78号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例・1

件名	亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例	企画総務部人事情報室 消防本部消防総務室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）の一部が平成27年10月1日に施行され、共済年金が厚生年金に統合されました。</p> <p>また、関連する諸政令について所要の規定の整備が行われ、「地方公務員災害補償法施行令」（昭和42年政令第274号）及び「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」（昭和31年政令第335号）を改正する政令が平成27年9月30日に公布され、同年10月1日に施行されました。</p> <p>これらに対応するため、関係する条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>≪第1条関係≫</p> <p>亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正</p> <p>共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、「地方公務員災害補償法施行令」が改正されたことから、同令と同様に規定の整備を行います。</p> <p style="text-align: right;"><附則第9条関係></p> <p>≪第2条関係≫</p> <p>亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正</p> <p>共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」が改正されたことから、同令と同様に規定の整備を行います。 <附則第8条関係></p> <p>≪第3条関係≫</p> <p>亀山市職員の再任用に関する条例の一部改正</p> <p>共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、本条例で引用している地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号を厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号に改めます。 <附則第2項関係></p>		

《 第 4 条 関 係 》

亀山市職員退職手当支給条例の一部改正

共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、本条例で引用している地方公務員等共済組合法第 8 4 条第 2 項を厚生年金保険法第 4 7 条第 2 項に改めます。 < 第 4 条 関 係 >

3 その他

施行日は、公布の日とし、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から適用することとします。